

# Base Camp Tokyo 錦糸町店 店舗利用規則

Base Camp Tokyo 錦糸町店 店舗利用規則(以下「本規則」という。)は、Base Camp Tokyo 錦糸町店(以下「本施設」という。)の店舗利用上の規則を定めるものとします。

## 第1条 (施設利用上の規則)

利用者(Base Camp Members の会員に限らない)は、本施設を利用する上で、次のことを遵守すること。

- (1) クライミング未経験者は、クライミングの危険性や安全管理を含めた基本的な事項について、本施設のインストラクションを受講するか、あるいはそれと同等の講習を受講し、本施設を利用すること。
- (2) クライミングエリア内では、自らの行動によって、自らや他者が怪我をしないようにするため、また他者の行動によって自らが怪我を被ることがないようにするため、自らの行動及び周囲の状況に常に気を配ること。
- (3) 自己責任の原則において、各々が自らの安全を確保するよう努めること。
- (4) クライミングウォールに、手掛かりや足掛かりになる「ホールド」と呼ばれる石が取り付けられていますが、そのホールドの性質上、まれに突然回転したり、ホールドが破損したりして落下する可能性があります。また、登っている人の墜落や、登っている方の持ち物が落下する場合がありますため、クライミングエリア内では、常に頭上に注意し、登っている人の下には入らないこと。
- (5) 飲酒して登らないこと。
- (6) 健康状態やその日の体調がすぐれない場合は、ただちに本施設の利用を中止すること。
- (7) 妊娠している方は、医師と相談し施設を利用すること。
- (8) 本施設利用中に怪我をした場合は、施設スタッフに知らせること。
- (9) 爪が伸びすぎた状態で登ると危険なため、適切な短さにすること。
- (10) 長髪の方は、髪の毛がホールドやロープなどに巻き込まれる危険性があるため、束ねるなどの事故防止対策をすること。
- (11) 指輪、時計、イヤリング、携帯電話等、自身の怪我の危険性や落下による他者の怪我の危険性があるものは、身に付けて登らないこと。
- (12) クライミングウォール末端部等は、トゲがある箇所や釘が出ている箇所があるため掴まないこと。

- (13) ホールドの緩みや異常に気がついた場合は施設スタッフに知らせること。
- (14) 上半身裸や素足で登らないこと。
- (15) 本施設が認めた場合を除き、長時間同じ壁を占領しないこと。
- (16) 先行するクライマーのルート(課題)を確認し、登ろうとするルートと交錯したり、接近したりする場合には、登らないこと。また、クライミング中に他のクライマーと交錯したり、接近したりする可能性に気付いた場合には、直ちにクライミングを中止すること。
- (17) キャップ付きの飲み物や食事以外の軽食を除き、飲食は行わないこと。

## 第2条（中学生、小学生以下についての規則）

中学生の利用者およびその保護者や引率者は、本施設の利用にあたり、次のことを遵守すること

- (1) 中学生以下の利用者について、原則として保護者または一時的に監督者となる者が同伴し、利用者を常に監督すること。
- (2) 中学生以下の利用者は、学年に応じて別途定められた退店時間までに退店すること。
- (3) 中学生は、原則としてビレイを行わないこと。
- (4) 小学生以下の利用者は、ビレイを行わないこと。

## 第3条（ボルダーエリアの規則）

利用者は、本施設のボルダーエリアを利用する上で、次のことを遵守すること。

- (1) ボルダーウォールには、墜落時の衝撃を緩和するため、厚みのあるマットを設置していますが、墜落時の体勢を一つ間違えれば、怪我をする場合があります。また、マットとボルダーウォールの間には隙間があり、そこに墜落した場合や、マットを飛び越えるような墜落をした場合は衝撃が吸収されず怪我をする場合があります。このように、完全な安全確保が整っているということではないことを認識して利用すること。
- (2) マットには、原則としてクライマーのみが上がるものとし、やむを得ずマットに上がる場合にはクライマーに注意をして速やかに下りることとする。マットの上には座らないこと。登っていない時はマットの外で待機し、登っている人を注視するとともに、登っている人の後ろや下には入らないようにすること。
- (3) マットへの着地は、下に人や障害物がないか確認し、膝のクッションを使い両足で着地するように努めること。足裏以外、背中や胸などで着地すると非常に危険です。

- (4) 登る前に、先に登っている方の登る方向を確認し、壁内で重ならないように登ること。また、墜落ポイントが同じだった場合、接触事故に繋がるため、クライミング中は常に他の方と3メートル以上の間隔をあけること。
- (5) ボルダーウォールの状況を常に把握し、利用者同士コミュニケーションを取り、譲り合いながら順番に登ること。
- (6) 壁の上部は、高さがあり危険なため、上部より飛び降りないこと。壁の上部から降りる場合は、持ちやすいホールドを使い、ある程度低い高さまでつたい降りてマットへ着地すること。

## 第4条（ルートエリアの規則）

利用者は、本施設のルートエリアを利用する上で、次のことを遵守すること。

- (1) ルートクライミングウォールは、ボルダーウォールに比べ高さがあり、軽微なミスでも死亡事故を含む重大な事故につながる危険性が高いため、十分なルートクライミング（ロープワークを含む）の技術がない方は利用できません。ルートクライミングの技術がない方は、本施設の講習やそれと同等の講習を受講し利用すること。
- (2) 備付のトップロープの使用は、本施設の講習を受講するか、それと同等の講習を受講し使用すること。
- (3) 備付のトップロープは、備付のカラビナ等をハーネスに適切に取付けて、必ず安全確認を行ってから使用すること。
- (4) ロープのねじれやカラビナの異常など、トップロープ設備の異常に気付いた場合は、直ちに使用を中止し施設スタッフに知らせること。
- (5) 登るルートから離れすぎたトップロープを使用した場合、クライマーが落ちた時に大きく振られ、自身が危険なだけでなく、他者を巻き込む事故に繋がる場合がありますので、トップロープを使用して登る場合は、登るルートに対して適切な位置のトップロープを使用すること。
- (6) ルートクライミングウォール付近は、フォールしてきたクライマーとの接触事故の危険性があります。特に強傾斜やルーフ上のルートクライミングウォールは、頭上のクライマーに気づきにくく、その危険性が特にあります。そのため、ルートクライミングウォール付近を通過する際は登っている方がいないことを確認し通過すること。またその危険性のある付近に滞在しないこと。
- (7) リードクライミングのビレイ（ロープ確保）をする時の立ち位置は、1本目のクリップ位置から離れすぎた位置でのビレイは、クライマーの墜落でビレイヤーが1本目のクリップに向かって引き込まれます。そのことにより、離れていた分クライマーの墜落距離が長くなり、グラウンドフォールに繋がる可能性があります。また、ビレイヤーも壁に引き込まれ叩きつけられる危険性がありますので、1本目のクリップ位置から離れすぎないようにビレイすること。

- (8) ルートクライミングで使用するクライミングギアは、そのメーカーが指定する方法で正しく使用すること。
- (9) ルートクライミングウォールに設置しているクイックドロローやトップロープ等、設置されている設備は定期的に点検を行っていますが、使用する度に異常が無いか確認しながら使用すること。
- (10) 設備の異常に気付いた場合は、直ちに使用を中止し施設スタッフに知らせること。
- (11) ロープは、UIAA 適合の長さ 30 メートル以上のシングルロープを使用すること。
- (12) ビレイする際は、ロープの出し過ぎ、立ち位置、クライマーとの体重差など留意すべき事項を確認しビレイすること。
- (13) 登り始める前に、ロープがきちんと結べているか、ロープやビレイ器具が正しく装着できているかクライマーとビレイヤーがお互いに確認すること
- (14) クリップとばしは危険です。墜落距離を十分に考慮し、適切な間隔、位置でクリップを行うこと。
- (15) 利用者に対して、施設スタッフがクライミングやビレイに関して指導する場合がありますが、必ずその指導に従うこと。
- (16) 怪我につながる恐れがあるため、ハンガーやカラビナ、クイックドロローを掴まないこと。
- (17) クライマーは、「手繰り落ち」、「Z クリップ」、「逆クリップ」、「ロープに足入れ」を行わないこと。
- (18) 登る前、降りる際などに、クライマーとビレイヤーが、しっかりとコミュニケーションをとり、お互いに安全確認を行うこと。
- (19) 離れた位置の取り付きからスタートし、ゴール付近で重なる場合もあることから、登る前に、自分が登るラインが他のクライマーと重ならないことを確認してから登ること。また、利用者同士コミュニケーションを取り、譲り合いながら順番に登ること。
- (20) 混雑時に、長時間に及ぶハングドック、クライムダウンは行わないこと。

## 第 5 条（規則の改正）

原則として本施設は 1 ヶ月前までに利用者に告知することにより、本規則を改正することができ、改正した本規則等の効力は、全利用者に及ぶものとします。

## 第 6 条（告知方法）

本規約における利用者への告知の方法は、本施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

株式会社 Base Camp  
制定 2023 年 10 月 1 日